

居 宅 介 護 支 援 契 約 書

様（以下、「利用者」といいます）と医療法人全和会秩父中央在宅介護支援センター（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は平成 年 月 日から利用者の要介護認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。

提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス評価変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入所または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービスの提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受ける

ことができます。

- 4 第12条1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

- 3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

利用者が介護保険施設に入所した場合

利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合

利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第13条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、居宅サービス計画の作成(変更)時におけるサービス担当者会議等や医療機関との連絡調整、介護報酬請求審査及び支払いに関する問い合わせ等において利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合は、予め文書で同意を得ます。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第15条 事業者は、現に居宅介護支援の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(身分証携行義務)

第16条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から掲示を求められた時は、いつでも身分証を掲示します。

(相談・苦情対応)

第17条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(善管注意義務)

第18条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第19条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(裁判管轄)

第20条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者氏名

事業者

<法人名> 医療法人全和会
<事業者名> 秩父中央在宅介護支援センター（埼玉県 1174900033 号）
<住所> 埼玉県秩父市寺尾 1404
<代表者名> 理事長 内田里華 印

利用者

<住所>
<氏名> 印

（代理人）

<住所>
<氏名> 印

【契約書別紙】

担当介護支援専門員

氏名 **上野 勝司**

連絡先 **24 5870**

料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険から費用の全額が給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援費 要介護1・2 : 10,000円/月

要介護3・4・5 : 13,000円/月

当事業所の介護支援専門員1人当りの担当件数が40件以上の部分については上記の5割の金額、60件以上の部分については上記の3割の金額となります。

- ・初回加算：新規、または要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し居宅介護支援を行った場合、3,000円算定します。
- ・入院時情報連携加算()：入院時に病院又は診療所に訪問し、必要な情報提供を行った場合、2,000円算定します。
- ・入院時情報連携加算()：同様に、訪問以外の方法の場合、1,000円算定します。
- ・退院・退所加算：退院または退所後に在宅サービスを利用する際、必要な利用調整等を行った場合、3,000円算定します。
- ・認知症加算：認知症により介護を必要とする利用者に対して居宅介護支援を行った場合、月に1,500円算定します。
- ・独居高齢者加算：独居の利用者に対して居宅介護支援を行った場合、月に1,500円算定します。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：利用者が小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際、その計画作成に協力した場合、3,000円算定します。
- ・複合型サービス事業所連携加算：利用者が複合型サービスの利用を開始する際、その計画作成に協力した場合、3,000円算定します。

相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は担当介護支援専門員か下記窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口

担当部署：秩父中央在宅介護支援センター

電話番号：0494 24 5870

(受付時間 月～金曜日 8:30～17:30)

事業者

<事業者名> 秩父中央在宅介護支援センター(埼玉県1174900033号)

<住所> 埼玉県秩父市寺尾1404

<管理者名> センター長 上野勝司 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

<利用者氏名> 印

(<代理人氏名> 印)

個人情報の取り扱いに関する同意書

利用者と事業者の間で締結された居宅介護支援についての契約書第 13 条第 2 項に基づき、居宅サービス計画の作成（変更）時におけるサービス担当者会議等や医療機関との連絡調整、介護報酬請求審査及び支払いに関する問い合わせ、その他居宅介護支援を行う上で必要があるときは、利用者又はその家族等の個人情報を居宅サービス事業者、介護保険施設等の職員、医療機関、市町村職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示することに同意します。

平成 年 月 日

事業者	事業所名	秩父中央在宅介護支援センター	
	所在地	埼玉県秩父市寺尾 1404	
	管理者	センター長 上野勝司	印
	担当者	上野勝司	印

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

上記同意を証するため本書を 2 部作成し、利用者、事業者が署名押印の上、双方 1 部ずつ保有するものとします。

居宅介護支援重要事項説明書

< 平成 24 年 4 月 1 日 現在 >

1 相談窓口

電話 0494 24 5870

受付日 月曜日～金曜日(ただし、祝祭日、12月30日～1月3日までを除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

2 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	秩父中央在宅介護支援センター
所在地	埼玉県秩父市寺尾 1404
介護保険指定番号	居宅介護支援 (埼玉県 1174900033 号)
サービスを提供できる地域	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町 (上記地域以外の方でご希望の方はご相談下さい)

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者(介護支援専門員兼務)	介護支援専門員	1名		1名

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
土・日・祝祭日	休業
年末年始	12月30日～1月3日まで休業

緊急時の場合は、24時間対応致します。

緊急連絡電話 0494 24 5551

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

< 主な流れ >

初回相談を実施する。

業務内容などを説明し、居宅介護支援契約を締結する。

居宅サービス計画作成依頼届出書を市町村の窓口に提出する。

ご利用者様にアセスメント(生活課題の分析)を実施し、ご利用者様やご家族様の意

見を踏まえて居宅サービス計画原案を作成する。

サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画原案を検討する。

ご利用者様やご家族様が居宅サービス計画案に同意を頂き、居宅サービス計画を確定する。

居宅サービス計画に基づいてサービスを提供する。

定期的・継続的にモニタリング（経過管理）を実施し、居宅サービス計画の継続・変更などについて検討する。

定期的あるいは必要に応じて、再アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の変更などを行う。

< 業務内容 >

居宅サービス計画の作成・評価

サービス担当者会議の開催

サービスの調整

その他介護に関する相談

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から費用の全額が給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援費 要介護1・2 : 10,000円/月

要介護3・4・5 : 13,000円/月

当事業所の介護支援専門員1人当りの担当件数が40件以上の部分については上記の5割の金額、60件以上の部分については上記の3割の金額となります。

- ・初回加算：新規、または要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し居宅介護支援を行った場合、3,000円算定します。
- ・入院時情報連携加算（ ）：入院時に病院又は診療所に訪問し、必要な情報提供を行った場合、2,000円算定します。
- ・入院時情報連携加算（ ）：同様に、訪問以外の方法の場合、1,000円算定します。
- ・退院・退所加算：退院または退所後に在宅サービスを利用する際、必要な利用調整等を行った場合、3,000円算定します。
- ・認知症加算：認知症により介護を必要とする利用者に対して居宅介護支援を行った場合、月に1,500円算定します。

- ・ 独居高齢者加算：独居の利用者に対して居宅介護支援を行った場合、月に 1,500 円算定します。
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：利用者が小規模多機能型居宅介護事業所の利用を開始する際、その計画作成に協力した場合、3,000 円算定します。
- ・ 複合型サービス事業所連携加算：利用者が複合型サービスの利用を開始する際、その計画作成に協力した場合、3,000 円算定します。

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいのご利用者様は無料です。

それ以外の地域にお住まいのご利用者様は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの道程 1 km ごとに 30 円を頂きます。

交通費の支払いに関しては、事前に文書で説明し支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をして頂いた上で、徴収させていただきます。

(3) 解約料

ご利用者様のご都合により解約した場合、下記の料金を頂きます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階の途中で解約した場合	4(1)に規程した金額をいただきます
保険者(市町村)へ「給付管理票」を提出した後に解約した場合	料金は一切かかりません

(4) その他の料金

特別な場合を除き、上記以外の料金を頂く事はございません。

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

< 基本理念 >

要介護状態のご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力にて応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

ご利用者様の人権を尊重し、常にご利用者様の立場に立ち、ご利用者様自身の選択および心身の状況やおかれている環境等に応じて、保健・医療・福祉サービス等が提供されるよう配慮します。

居宅介護支援を実施する際は、ご利用者様に提供される保健・医療・福祉サービス等が不当に特定のサービス種類または特定の事業者に偏ることのないよう公正中立に行い、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。

居宅介護支援にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センタ

一、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

< サービスの質の向上の方針 >

サービスの質の向上を図るために、研修会や当事業所独自の研修を行い、より質の高いサービスが提供できるよう研鑽に努めます。

< 事前説明 >

居宅介護支援を行う上で必要な説明を事前に行い、ご利用者様と事業者が相互に理解した上で業務を進めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

< ケアプラン作成手法 >

居宅サービス計画書 (1) ...介護の総合的な方針を作成

居宅サービス計画書 (2) ...解決すべき課題を上げ、長期・短期目標を作り、サービスの内容・頻度を設定する。

週間サービス計画書 ...サービスを週間スケジュールにあてはめる。

サービス担当者会議 ...必要とされるサービス事業者との話し合いを設けて、連絡・調整を行う。

< 課題分析手法 > TAI 判定

利用者の機能、健康、社会支援、サービス利用の各段面を包括的に把握するように工夫されています。

課題分析項目の大部分は特定の問題や機能低下の危険性をさらに詳細に検討し、利用者本人の持っている問題や潜在能力を把握できます。

利用者を総合的に把握、評価してケアプラン作成に反映させることができます。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	ご希望がございましたらお申し出下さい。可能な限り対応させていただきます。
課題把握の方法	有	TAI 判定
研修の実施	有	年 1 回以上 研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でご利用者様のご都合により解約した場合の解約料	有	前記 4 の (3) 参照

6 サービス内容に関する苦情

当事業所ご利用者様ご相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 管理者 上野 勝司 電話 0494 24 5870

その他

当事業所以外に、以下の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 _____

担当 電話 0494

埼玉県国民健康保険連合会 電話 048 824 - 2761 (代)

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
	氏名	
	連絡先	

8 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人全和会
代表者役職・氏名	理事長 内田 里華
本社所在地・電話番号	埼玉県秩父市寺尾 1404 電話 0494 24 - 5551
定款の目的に定めた事業	1 秩父中央病院 2 介護老人保健施設 ビッラ・ベッキア 3 その他これに付随する業務
営業所数	居宅介護支援 () 1カ所 短期入所療養介護 () 1カ所 通所リハビリテーション () 1カ所 在宅介護支援センター 2ヶ所

(自立支援)	相談支援事業所	1ヶ所
"	就労移行支援	1ヶ所
"	自立訓練(生活訓練)	1ヶ所
"	宿泊型自立訓練	1ヶ所
"	共同生活援助/介護	3ヶ所

印のついている営業所は、介護保険法における介護予防事業も行っております(委託含)。

9 その他

平成 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	住所	埼玉県秩父市寺尾 1404	
	名称	秩父中央在宅介護支援センター	
	説明者氏名		印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所		
	氏名		印
(代理人)	住所		
	氏名		印